固定資産税縦覧帳簿の縦覧等

■固定資産税縦覧帳簿の縦覧

納税者が市内に所有する土地・家屋の価格と他の土地・家屋の価格を比較し、評価が適正かどうか確認できます。

縦覧期間　4月1日㈫～6月2日㈪
8:30～17:15※土・日・祝日を除く。
縦覧場所　資産税課(本庁、因島総合支所)
縦覧できる人　固定資産税の納税者、その代理人

■固定資産税課税台帳の閲覧

本人の所有する資産は、課税台帳(名寄帳)の閲覧により確認できます。縦覧期間中は無料です。

閲覧場所　資産税課(本庁、因島総合支所)、各支所(御調・向島・瀬戸田・百島・浦崎)、向東連絡所
閲覧できる人　固定資産税の納税義務者、その代理人

【共通事項】
必要なもの　公的な本人確認書類、法人の場合は法人代表者印、代理人の場合は委任状

※固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、5月中旬に発送予定です。
第1期の納期限は、6月2日㈪です。

問資産税課(☎0848－38－9162・0848－38－9164)、因島瀬戸田資産税係(☎0845－26－6228)

軽自動車等の廃車手続きはお早めに

軽自動車税(種別割)は、その年の4月1日現在の所有者に課されます。4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度の税額を納めていただくことになりますので、すでに車をお持ちでない人は早めに廃車手続きをしてください。

車　種	手続き・問い合わせ先
原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車	市民税課(☎0848-38-9213) ※本庁・各支所で手続き可。 ※廃車手続きは、標識と標識交付証明書を返納してください。
軽自動車(四輪・三輪)	軽自動車検査協会広島主管事務所福山支所(☎050-3816-3081)
軽二輪(125ccを超え250ccまで)	広島運輸支局福山自動車検査登録事務所(☎050-5540-2069)
二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	

身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免

各種障害者手帳の交付を受けている人で、等級など一定の要件※に該当する場合には、軽自動車等(1人につき普通車含め1台限り)の税金が免除されます。また、構造が専ら身体障害者等の利用に供するための軽自動車(自動車検査証で確認できるもの)も対象となります。
※該当になる等級・要件は、ホームページをご確認ください。

■初めて申請する人

期間　4月1日㈫～6月2日㈪
場市民税課市民税係、因島瀬戸田市民税係
※家族が所有している車両で、障害者本人の通院・通所等に使用するものも対象となる場合があります。
持納税義務者のマイナンバーカード(か通知カードと本人確認書類)、身体障害者手帳等の原本、自動車検査証、運転者の運転免許証

■すでに減免の適用を受けている人

2月下旬に送付した現況報告書を、3月25日㈫までに提出してください。
問市民税課市民税係(☎0848－38－9213)
因島瀬戸田市民税係(☎0845－26－6227)

パスポート申請時の手数料が変わります

旅券法施行令の一部改正に伴い、3月24日㈪以降、パスポート申請時の広島県手数料が変わります。

【変更前】2,000円
【変更後】1,900円(オンライン申請)
2,300円(窓口申請)
※国の旅券手数料(印紙)については変わりありません。
(例)10年用旅券を申請した場合、国の手数料を含め、オンライン申請は15,900円に、窓口申請は16,300円になります。

▲パスポートの変更について　▲旅券法施行令の一部改正について

問市民課(☎0848－38－9150)

手話通訳者が窓口でお手伝いします

日3月18日㈫、4月15日㈫
9:00～12:00
手話通訳が必要な人は社会福祉課窓口へお越しください。
市役所本庁での手続きなどをお手伝いします。
※来庁時間が分かる場合は事前にお知らせください。
問社会福祉課
(☎0848－38－9125・FAX0848－38－9206)
e s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp

■不法投棄は犯罪です！

空き地、山林、川など人目につきにくい場所への不法投棄が後を絶たず、環境の悪化・公衆衛生の阻害は大きな問題となっています。道路沿いに空き缶やタバコの吸殻をポイ捨てすることや、他地区のごみステーションに廃棄物を放置することも不法投棄です。
不法投棄は景観を損なうだけでなく、有害物質による環境汚染につながる悪質な犯罪です。違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金(法人には3億円以下の罰金)又はその両方の罰則が科せられます。不法投棄を見かけたら、尾道警察署(☎0848－22－0110)へ通報してください。

■不法投棄をさせない環境をつくりましょう！

清潔に管理されていない土地は不法投棄されやすくなります。不法投棄された場合、土地の所有者や管理者は自らの責任で不法投棄された物を適正に処理しなければなりません。こまめに草刈りをし、あるいは柵を設けて勝手に立ち入られないようにするなど、不法投棄をさせない環境づくりに努めましょう。
なお、道路や河川などへの不法投棄が絶えず対応に苦慮されている地域がありましたら、不法投棄対策品(看板、赤い鳥居、ネット、トラロープ)の支給や防犯カメラの貸し出し制度がありますので、清掃事務所または南部清掃事務所へご相談ください。

問清掃事務所(☎0848－48－2900)南部清掃事務所(☎0845－24－0432)

清掃　～ごみの水分はよく切って出してください～

【尾道・御調・向島地区】問尾道市クリーンセンター(☎0848-48-2900)
衛生施設センター【持込】・清掃事務所【収集】
【因島地区(原・洲江含む)】問南部清掃事務所(☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】問南部清掃事務所瀬戸田分所(☎0845-27-0454)

■3月の「休日」のごみ持込受付

(対象は家庭ごみです。)

22日㈯	8:30～11:00	御調清掃センター
23日㈰	8:30～12:00	尾道市クリーンセンター
		南部清掃事務所
		瀬戸田名荷埋立処分地

必ず分別をして持ち込んでください。(資源物・粗大ごみを含む)
※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日の持込受付はありません。

■3月20日「春分の日」のごみ収集

月・木曜が「もやせるごみの収集地域」のみ収集します。
※もやせるごみ以外の収集はお休みです。
※ごみ持込受付はありません。

■3月の尾道地域の資源回収日程の変更

地区名	変更内容
山波	第3木曜 ➡ 3月24日㈪

※4月1日からし尿汲み取り手数料が変わります。詳細は広報おのみち2月号か市HPでご確認ください。

環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212)
10:00～16:30／月・木・祝日休館

スプリングセール(衣類・食器半額)　4／8㈫～4／20㈰

3／23㈰ 13:30～15:00	**自転車パンク修理教室** 定3人　料300円
4／4㈮ 10:15～11:45	**ダンボール箱で生ごみを堆肥にしよう** 定2人　料600円　持ダンボール箱2個
3/25㈫～3/30㈰	**「制服まつり」**

※このイベントの趣旨により、販売については実際に使用する学生本人か保護者に限らせていただきます。
※まだ使える学生服、体操服、学用品がありましたら、寄付をお願いします。

4月の出張販売

4／5㈯	10:00～14:00	市民センターむかいしま
4／8㈫	10:30～14:00	因島総合支所1階デッキ
4／9㈬	10:30～14:00	瀬戸田市民会館前駐車場
4／11㈮	10:00～14:00	道の駅クロスロードみつぎ

急な休館やイベント情報などを発信しています。
HP https://www.facebook.com/onomichi.recycle